

宮古市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>1 新型コロナウイルス感染症対策について 本市では4月から新型コロナウイルスワクチンの集団接種を始め、個別接種も加え、多くの市民への接種が進んでおります。一方で、感染症の終息時期は未だ見通せない状況であることから、以下について国に対して求めるよう要望します。</p> <p>1 ワクチンの安定供給について、強く働きかけること。 2 新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種費用の単価の引き上げなど、医療機関等への支援を拡充すること。 3 新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ経済状況が回復するまで、適時に切れ目ない経済対策を講ずること。 4 市民の暮らしや経済を守るための取り組みに対し、継続的かつ安定的な財源の確保について、地方創生臨時交付金の増額など全面的な財政措置を講ずるよう働きかけること。</p>	<p>1 国において市町村の希望に即したワクチンの必要量を確保し市町村に安定的に配分するほか、今後の具体的な供給スケジュールや配分量等について、確定日付での提示を含め可及的速やかに示すとともに、自治体の希望に即したものとなるよう、引き続き、全国知事会と連携して国に要望していきます。</p> <p>2 新型コロナワクチンの接種に係る単価2,070円/人については、時間外や休日に接種が行われる場合の加算（時間外+730円、休日+2,130円）のほか、接種回数の底上げをしていただいた診療所に対する加算（週100回以上を4週以上（+2,000円/回）、週150回以上を4週以上（+3,000円/回））や、医療機関がまとまった規模（50回以上/日）の接種を行った場合の補助金（10万円/日）について、支給することとしているところです。</p> <p>接種の完了に向けて、十分な財源措置を国が責任を持って行い、医療機関等への支援を拡充するよう、引き続き、全国知事会と連携して国に要望していきます。（B）</p> <p>3 県では、地域の雇用と経済活動を支えるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金や家賃支援給付金の複数回給付など事業者支援の拡充・継続や、 ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡充・延長など雇用維持に対する支援の継続、 ・ 更にはG o T o トラベル事業など需要喚起のための支援の継続 <p>について、令和3年6月及び11月に国に対して要望しているほか、これらの要望内容を全国知事会の提言にも盛り込むなど、機会を捉えて国に働き掛けているところであり、事業者の事業の継続・回復を支援する事業復活支援金などの措置が講じられたところです。</p> <p>今後も、感染状況や中小企業者の経営状況に応じた対策を継続的に講じるよう国に働き掛けていきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、保健福祉環境部	B：3

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>4 本県も参画して行った令和3年6月11日の全国知事会の「コロナに打ち克ち希望と活力ある地方の実現に向けた提言」において、補正予算の編成や予備費の活用などにより、臨時交付金のさらなる増額を行うとともに、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度としていただきたい旨要望を行ったところであり、同年11月4日においても全国知事会から同交付金の増額等について要望を行ったところです。さらに県が同年6月17日に実施した「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>国においては、同交付金に関し、令和3年8月20日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）として、県内市町村分として約12.4億円、同年12月27日に地方単独事業分として、県内市町村に約80億円の追加配分を行ったところです。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。（B）</p>			

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>2 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出について</p> <p>本市では、震災からの産業の復興を果たすため、安全安心で良質な農林水産物のPRを図り、販路回復に懸命に取り組んでいます。ALPS処理水を海洋放出する政府の方針決定により、風評被害の拡大が見込まれることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 処理水については、海洋放出によらない新たな処理・保管方法を検討・実行することを国に対して強く要望すること。</p>	<p>処理水の処分に当たっては、本県の自然環境や漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、県としては、令和4年度政府予算要望において、「国内外の理解が十分に得られていない中での決定であり、本県においても、国が責任をもって水産業を始めとする関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続し、慎重な対応を行うよう」要望したところであります。</p> <p>また、6月23日に行われた「自民党東日本大震災復興加速化本部」によるヒアリングでは、知事から、処分方針決定に係る県内市町村や漁業者の声、東日本大震災津波からの復興の現況等を説明し、政府予算要望に沿った対応が政府において実施されるよう要望しました。</p> <p>さらに、7月9日には「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループ」によるヒアリングが行われ、北海道、青森県と共に参加したところです。</p> <p>本県からは、これまでの要望と同様、国において本県の関係者に漏れなく丁寧な説明を行い、県民の不安や懸念の声を聴き取って真摯に対応するよう求めました。(B)</p> <p>今後も機会を捉え、国に対し働きかけを行ってまいります。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B:1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>3 災害対策について</p> <p>(1) 国道の抜本的な防災対策について 平成28年台風第10号(以下「台風第10号」という。)及び令和元年東日本台風(以下「東日本台風」という。)による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。 つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 国道の防災対策について 一般国道45号、106号及び340号について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 台風第10号及び東日本台風被害を踏まえ、土砂崩落を防ぐ法面補強や落石防護柵の設置など、防災対策にかかる必要な予算を確保すること。</p>	<p>県では、災害に強い道路ネットワークの構築などの防災・減災対策を推進するため、令和3年6月17日に行った令和4年度政府予算提言・要望において、国の公共事業関係費の総額を安定的・継続的に確保することと併せ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算を当初予算において別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう国に要望したところであり、引き続き必要な予算の確保を国に働きかけていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B:1
令和3年8月26日	<p>3 災害対策について</p> <p>(2) 宮古盛岡横断道路の整備について 台風第10号及び東日本台風による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。 つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 宮古盛岡横断道路の整備促進について 現在、国による直轄事業により事業を進めている田鎖臺目道路、箱石達曾部道路について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 田鎖臺目道路及び箱石達曾部道路の整備促進に向けた必要な予算確保など、事業推進を図ること。</p> <p>2 箱石達曾部道路については、道の駅(やまびこ館)へのアクセス向上を図ること。</p>	<p>宮古盛岡横断道路については、復興支援道路として国により整備が進められた臺目から腹帯間、川井から箱石間、平津戸・岩井から松草間が令和3年3月28日に開通しました。</p> <p>田鎖臺目道路は令和2年度、箱石達曾部道路は令和3年度から国直轄により事業化されたところですが、県では、令和3年6月17日に行った令和4年度政府予算提言・要望において、これらの道路を始めとする宮古盛岡横断道路の整備推進を国に要望したところであり、引き続き国へ働きかけていきます。(B)</p> <p>また、箱石達曾部道路の道の駅(やまびこ館)へのアクセスについても、利便性が確保されるよう国へ働きかけていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B:2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>3 災害対策について</p> <p>(3) 河川の適切な維持管理について</p> <p>台風第10号及び東日本台風による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。</p> <p>つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(3) 河川の適切な維持管理について</p> <p>1 近年多発する豪雨等災害に備え、河川氾濫を防ぎ、河川流下能力の向上につながるよう、堤防の整備、土砂浚渫や流木の除去など、河川機能の強化を図ること。</p> <p>2 砂防堰堤について、砂防施設点検結果を踏まえた、適切な維持管理を行うこと。</p> <p>3 河川水門施設に係る定期点検を実施し、改良、改修が必要な施設について、必要な予算を確保のうえ、早急に対応すること。</p> <p>4 河川水門操作者の安全を確保するため、スルース型水門の自動開閉型へ改良すること。</p>	<p>1 河川の維持管理について、県では、「河道掘削・立ち木伐採の年次計画」等に基づき、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など優先度の高い箇所から順次対策を進めており、令和2年度は「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、閉伊川千徳地区及び小山田地区等の支障木伐採や堆積土砂の除去に着手し、引き続き令和3年度も実施しています。</p> <p>また、抜本的な河川整備として、平成28年台風第10号災害で浸水被害のあった長沢川や刈屋川において改良復旧等を実施し、治水安全度の向上を図りました。</p> <p>今後も現地の状況を確認しながら、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p> <p>2 砂防堰堤の維持管理については、毎年実施している砂防施設点検結果や長寿命化計画等に基づき対策を進めており、令和元年度から長沢川長沢砂防堰堤において修繕工事を実施し令和3年5月に完成したところです。</p> <p>また、令和2年度に夏屋川岩シバリ砂防堰堤の修繕工事を実施しており、引き続き、砂防施設点検等により施設の状況を把握し修繕等を行うとともに、長寿命化計画も踏まえた適切な維持管理に努めていきます。(A)</p> <p>3, 4 河川水門については、定期的実施している水門施設点検の結果を踏まえ、改良、改修が必要な場合は速やかに対応するとともに、自動開閉型水門の導入についても検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 2 B : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>3 災害対策について (4) 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進について 台風第10号及び東日本台風による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。 つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(4) 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進について 東日本台風において、土砂災害により人的被害が発生したことから、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業について、一層の整備促進を図るため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 整備中の砂防事業（高浜の沢(2)、赤前上の沢(2)）、急傾斜地崩壊対策事業（築地）、復旧治山事業（白浜）について早期に完成させること。 2 台風第10号及び東日本台風において被害が多数発生した重茂地区、赤前地区、津軽石地区、崎山地区、新里地区、川井地区について、早急に対策を進めること。 3 林地開発申請について、厳正な審査を行うとともに、施工に際しての監督、指導について一層強化すること。</p>	<p>1 砂防事業高浜の沢(2)については、今年度から工事に着手したところであり、早期の完成に向け整備を進めていきます。 砂防事業赤前上の沢(2)については、用地測量、用地補償等を進めており、令和4年度から工事に着手する計画です。 急傾斜地崩壊対策事業（築地）については、今年度から工事に着手したところであり、早期の完成に向け整備を進めていきます。 復旧治山事業（白浜）については、工事着手済みであり、令和3年度内完成を目指して工事を推進していきます。 (A)</p> <p>2 平成28年台風第10号及び令和元年東日本台風関連の治山事業は、現在、重茂地区、新里地区、川井地区地区で工事着手済みであり、引き続き、早期完成に向けて事業を推進していきます。(A) 今後、それ以外の地区についても、事業採択にかかる条件や緊急性等を見極めながら事業の検討を進めていきます。(B)</p> <p>3 林地開発許可については、審査基準をホームページに公開した上で厳正な審査を実施しているところです。また、開発工事に際しては、防災施設の先行設置を許可条件にするなど、許可権者として対応できる工事中の指導を可能な限り行っているところです。(A) 今後も林地開発許可制度の適正な運用を図っていきますので、無許可林地開発行為の疑い等がある場合は情報提供いただきますようお願いします。</p>	沿岸広域振興局	農林部、土木部	A：3 B：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>3 災害対策について</p> <p>(5) 浸水対策事業の推進について 台風第10号及び東日本台風による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。 つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(5) 浸水対策事業の推進について 浸水対策を実施するうえで必要な道路の冠水対策や河川の改修などのため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 社会資本整備総合交付金を含めた既存制度の補助要件を拡大させること。 2 新たな財政支援について創設すること</p>	<p>貴市が実施している浸水対策基本調査において、今後示される具体的対応案について、社会資本整備総合交付金等の制度対象の可否を勘案し、補助要件拡大等の財政支援について国へ働き掛けていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1
令和3年8月26日	<p>3 災害対策について</p> <p>(6) 水位周知河川及び水防警報河川の追加指定について 台風第10号及び東日本台風による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。 つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(6) 水位周知河川及び水防警報河川の追加指定について 今後の適切な避難指示等の実施のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 閉伊川において、現在未指定区間である小国川合流点の上流及び刈屋川合流点から花輪橋に係る水位周知河川の早期指定をすること。 2 新たに危機管理型水位計が設置された山口川、近内川、刈屋川、二又川、飛沢川、小国川、夏屋川、鈴久名川、倉の沢川、薬師川、田代川、神田川、八木沢川、重茂川河川に係る水防警報河川の早急な追加指定をすること。</p>	<p>1 県では、水位周知河川の指定について、平成29年12月に国、県、市町村で構成する減災対策協議会において策定した令和3年度までの5カ年の計画により、指定の拡大に取り組んでいるところです。 閉伊川を含む県管理河川の未指定区間については、その区間における人口・資産の状況や浸水被害の状況、防災拠点(役場等)の状況等を勘案し、令和4年度以降の計画を検討する中で、大規模氾濫減災協議会等において貴市と調整を図りながら、検討していきます。(C)</p> <p>2 令和3年度は、従来型の水位計を利用して、宮古市の長沢川及び刈屋川の水防警報河川・水位周知河川の指定に取り組んでいるところです。危機管理型水位計を設置した河川における水防警報河川や水位周知河川の指定については、危機管理型水位計の運用実績等により、指定の適否を判断し、令和4年度以降の計画への位置付けについて検討していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>3 災害対策について</p> <p>(7) 復興関連事業終了に伴う財政負担増加に対する軽減策について</p> <p>台風第10号及び東日本台風による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。</p> <p>つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(7) 復興関連事業終了に伴う財政負担増加に対する軽減策について</p> <p>復興関連事業の終了に伴い、通常事業に移行したことにより財政負担が増加していることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 通常事業に移行したことにより市の財政負担が増加した音部漁港水産生産基盤整備事業について、負担の軽減策を講じること。</p>	<p>東日本大震災津波に係る復興事業として取り組んできた音部漁港の掘り込み整備については、地元要望等により事業費が増加する見込みとなったことから、その増加分は、以前より要望されている復興事業以外の防波堤等の整備要望と併せて、通常事業で対応することとしており、現在、計画内容の検討を進めているところです。</p> <p>引き続き、地元漁協との協議・調整を行いながら、通常事業にかかる事業費の縮減を図り、宮古市負担額の軽減に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	水産部	B : 1
令和3年8月26日	<p>4 公共交通の利用促進及び駅施設のバリアフリー化について</p> <p>(1) 宮古駅バリアフリー化への支援について</p> <p>公共交通は、観光客の誘客や地域間交流の促進を図る上で、重要な交通基盤です。</p> <p>また、本市においては、通院、通学など住民生活に欠くことのできない交通手段となっています。今後、高齢社会の進展に伴い、その必要性はより高まります。</p> <p>これらのことから、より一層住民の日常利用を促進し、公共交通を次世代へと継承していく必要があります。</p> <p>つきましては、誰もが利用しやすい環境を整え、公共交通の利用促進を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 宮古駅バリアフリー化への支援について</p> <p>宮古駅は、広い市域を鉄道・バス等の公共交通で結ぶコンパクトなまちづくりの拠点となる施設です。市民生活の利便性向上のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 令和4年度に予定している宮古駅バリアフリー化工事について、三陸鉄道及びJR山田線の利用促進につながることから、エレベーター設置工事費に係る財政支援を行うこと。</p>	<p>多くの方が利用する鉄道施設のバリアフリー化を推進することは、高齢者や障がい者を含め誰もが利用しやすい公共交通の環境整備をする上で、重要であると認識しており、令和4年度当初予算で、三陸鉄道(株)が行う三陸鉄道宮古駅のエレベーター設置に対し、市町村が支援を行う場合の経費に対する補助を措置したところです。(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>4 公共交通の利用促進及び駅施設のバリアフリー化について</p> <p>(2) 被災地における通学交通費の負担軽減の延長について公共交通は、観光客の誘客や地域間交流の促進を図る上で、重要な交通基盤です。</p> <p>また、本市においては、通院、通学など住民生活に欠くことのできない交通手段となっています。今後、高齢社会の進展に伴い、その必要性はより高まります。</p> <p>これらのことから、より一層住民の日常利用を促進し、公共交通を次世代へと継承していく必要があります。</p> <p>つきましては、誰もが利用しやすい環境を整え、公共交通の利用促進を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 被災地における通学交通費の負担軽減の延長について子育て家庭の経済的な負担軽減及び公共交通機関の利用促進のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 いわたの学び希望基金を活用した通学定期券の割引制度について、令和4年度以降も継続すること。</p>	<p>被災地通学支援事業は、沿岸被災地における通学交通費の負担軽減を図るため、公共交通機関による通学定期券の割引販売に要する経費を補助するものですが、被災地の児童生徒の学びを支える視点から重要と考えており、令和4年度の高校の新入生が卒業する令和6年度までの3年間、さらに事業を継続し、引き続き、被災地の児童・生徒等の通学費負担を軽減し、子ども達の学びを支えていきます。</p> <p>(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1
令和3年8月26日	<p>5 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について</p> <p>(1) 重要港湾機能の維持等について</p> <p>岩手県が管理を行う重要港湾宮古港は、海上物流及び観光・交流の拠点として、平時はもとより災害発生時においても背後圏の生活を支える重要な社会資本です。</p> <p>つきましては、宮古港の発展のため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 重要港湾機能の維持等について</p> <p>重要港湾機能の維持と活性化に向け、利用促進及び取扱貨物量の増加を図るため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 県は市と連携し、ポートセールス活動の強化を図ること。</p> <p>2 重要な港湾機能であるタグボートの常駐に係る費用を負担すること。</p>	<p>1 ポートセールス活動の強化については、令和2年度に実施した貨物動向調査の結果を踏まえ、貴市と合同で調査協力企業への訪問を行うなど、引き続き、貴市と連携して取り組んでいきます。(A)</p> <p>2 宮古港へのタグボートの常駐に係る経費については、寄港再開決定の際には、貴市と連携して費用を負担することとしています。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1 B : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>5 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について</p> <p>(2) フェリー航路に関する取り組み強化について 岩手県が管理を行う重要港湾宮古港は、海上物流及び観光・交流の拠点として、平時はもとより災害発生時においても背後圏の生活を支える重要な社会資本です。 つきましては、宮古港の発展のため、次の事項について要望します。</p> <p>(2) フェリー航路に関する取り組み強化について 宮古・室蘭フェリー定期航路の早期寄港再開のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 早急に港内の静穏化等、環境整備を行うこと。</p>	<p>宮古港の港内の静穏化等、環境整備については、港湾計画の改訂が必要であることから、令和2年度に「宮古港長期構想」を策定したところであり、引き続き、貴市と連携して港湾計画の改訂に向けた貨物需要の掘り起こしや課題整理等に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1
令和3年8月26日	<p>5 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について</p> <p>(3) 耐震強化岸壁整備の事業化について 岩手県が管理を行う重要港湾宮古港は、海上物流及び観光・交流の拠点として、平時はもとより災害発生時においても背後圏の生活を支える重要な社会資本です。 つきましては、宮古港の発展のため、次の事項について要望します。</p> <p>(3) 耐震強化岸壁整備の事業化について 港湾の災害対応力を十分に発揮するため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 地震に強い耐震強化岸壁の整備の事業化を行うこと。</p>	<p>耐震強化岸壁については、令和2年度に策定した「宮古港長期構想」において、適切な施設配置を検討したところであり、事業化については、今後の港湾の利用状況を踏まえながら検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>5 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について</p> <p>(4) 外国大型クルーズ船誘致と受入態勢整備促進について 岩手県が管理を行う重要港湾宮古港は、海上物流及び観光・交流の拠点として、平時はもとより災害発生時においても背後圏の生活を支える重要な社会資本です。 つきましては、宮古港の発展のため、次の事項について要望します。</p> <p>(4) 外国大型クルーズ船誘致と受入態勢整備促進について 感染症対策に対応できる態勢を整え、クルーズ船寄港による効果を広く県内に波及させるため、以下のとおり要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 クルーズ船の受入環境を整備すること。 2 クルーズ船乗客の受入態勢を強化すること。 3 クルーズ船社へのポートセールスをより一層強力に進めること。 	<p>1 宮古港は17万トン級までのクルーズ船の受入が可能であることを確認しています。それ以上のクルーズ船の受入環境については、今後の寄港ニーズ等を踏まえ、必要に応じて検討していきます。(C)</p> <p>2 外国大型クルーズ船乗客の受け入れ態勢の強化については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、外国大型クルーズ船が全て寄港中止となりましたが、平成31年度のダイヤモンド・プリンセスの寄港実績を踏まえ、引き続き、貴市や関係機関と連携しながら、十分な受入態勢の確保に努めていきます。(A)</p> <p>3 クルーズ船社へのポートセールスについては、引き続き、貴市や関係機関と連携して、クルーズ船社への訪問やクルーズ船社の視察受入れ、寄港誘致商談会への参加などにより、クルーズ船社に対して宮古港への寄港を働き掛けていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 2 C : 1
令和3年8月26日	<p>5 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について</p> <p>(5) 藤原ふ頭用地の利活用の促進について 岩手県が管理を行う重要港湾宮古港は、海上物流及び観光・交流の拠点として、平時はもとより災害発生時においても背後圏の生活を支える重要な社会資本です。 つきましては、宮古港の発展のため、次の事項について要望します。</p> <p>(5) 藤原ふ頭用地の利活用の促進について 道路や防潮堤の整備により利便性・安全性が高まった藤原ふ頭用地の利活用を促進するため以下のとおり要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 あらゆる業種の企業が立地できる環境を速やかに整えること。 2 県有地と民有地の交換、市への譲渡等、用地の利活用を図ること。 	<p>1 宮古港藤原地区工業用地の未分譲地は、港湾計画上の土地利用計画において工業用地として位置づけられており、工場及びこれに付随する施設としての用途に限り、県として分譲できるものです。 また、貴市や関係機関の参画のもとで令和3年2月に策定した宮古港長期構想においても、当該工業用地は生産ゾーンとして位置づけられ、工場等の用途に供するという方向性の継続が打ち出されています。 未分譲地の利活用については、土地を取得しようとする企業の用途に応じて、港湾計画の変更等を検討していきます。(B)</p> <p>2 未分譲地と民有地との交換については、地権者側から具体的な利活用計画の提案を含めた申出があった場合に検討していきます。 また、貴市への譲渡についても、貴市から具体的な利活用計画を提示いただきながら、貴市と連携して検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>6 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(1) 国道340号「宮古～岩泉間」(和井内～押角トンネル間)の整備促進について</p> <p>復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 国道340号「宮古～岩泉間」(和井内～押角トンネル間)の整備促進について</p> <p>押角峠工区から、宮古側1.7kmの区間については、令和2年度から和井内押角工区として事業着手となりました。</p> <p>岩手県の尽力により、昨年度の押角トンネルの供用開始など、交通難所の解消に向けた取り組みが進められることにあらためて感謝申し上げます。</p> <p>つきましては、以下のとおり要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 和井内押角工区の早期完成に向けた事業推進を図ること。 2 未改良区間の残り2.3kmについて早期に事業化すること。 	<p>1 一般国道340号の和井内～押角工区については、令和2年度から事業に着手しており、令和3年12月には現道から本線に渡るための工事用道路が完成し、令和4年1月からは本線の道路改良工事に着手したところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、引き続き整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>2 2.3kmの未整備区間については、幅員が狭く、急カーブが連続していることから、整備が必要な区間と認識しており、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1 C : 1
令和3年8月26日	<p>6 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(2) 現国道106号と茂市の市道廻立線の交差点の改善について</p> <p>復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 現国道106号と茂市の市道廻立線の交差点の改善について</p> <p>市道廻立線と現国道106号の交差部分について、宮古盛岡横断道路の開通により交通状況が変化したことから、以下のとおり要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市道廻立線と現国道106号の交差点の安全性の向上を図る対策を行うこと。 	<p>①国道106号と市道廻立(マ74)線の交差点については、早期の整備は難しい状況ですが、宮古盛岡横断道路(宮古～箱石)アクセスルートに位置していることから、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日		<p>主要地方道重茂半島線については、地域の産業や経済活動、日常生活を支える重要な路線であり、災害時において緊急輸送を担う路線でもあることから、交通の隘路区間を解消するとともに、津波による浸水区域を回避するため、堀内～津軽石地区、熊の平～堀内地区、里地区、千鶏地区、石浜地区、川代地区及び大沢～浜川目地区の7地区について整備を進め、令和2年度までに全て供用を開始したところです。</p> <p>未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 1
令和3年8月26日	<p>6 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(4) 主要地方道紫波江繋線、大槌小国線及び土坂峠トンネルの早期事業化について</p> <p>復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(4) 主要地方道紫波江繋線、大槌小国線及び土坂峠トンネルの早期事業化について</p> <p>主要地方道紫波江繋線、大槌小国線及び土坂峠トンネルについて、以下のとおり要望します。</p> <p>1 主要地方道紫波江繋線並びに大槌小国線について早期に事業化すること。</p> <p>2 宮古市江繋「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備をすること。</p> <p>3 宮古市小国(道又)から大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル」について早期に事業化すること。</p>	<p>主要地方道紫波江繋線の宮古市側については、一般国道340号交差点から大畑地区間約1.8kmの整備が完了しており、大畑地区～タイマグラ地区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>主要地方道大槌小国線については、宮古市小国地区から大槌町金澤(カサリ)地区間のうち、早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備が令和元年度までに完了したところです。</p> <p>トンネル区間の整備については、急峻な地形であり大規模な事業が想定されることから、より慎重な検討が必要であると考えており、事業の必要性や重要性、緊急性等を考慮するとともに、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、さらには三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路及び国道340号により形成された道路ネットワークの状況等も考慮しながら、総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>6 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(5) 主要地方道宮古岩泉線の整備促進について 復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。 つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(5) 主要地方道宮古岩泉線の整備促進について 主要地方道宮古岩泉線は幅員が狭く、急勾配、急カーブが連続しており、通行が困難な区間があることから、整備促進について以下のとおり要望します。</p> <p>1 宮園団地から箱石地区を経由し田代地区に至る延長約11k mの区間を早期に改良すること。</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線（宮園団地～箱石地区～田代地区間）については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	C：1
令和3年8月26日	<p>6 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(6) 国道340号立丸峠周辺及び押角峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について 復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。 つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(6) 宮古盛岡横断道路、国道340号立丸峠周辺及び押角峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について 携帯電話不感エリアの解消のため、以下のとおり通信事業者への働きかけを要望します。</p> <p>1 岩手県の地域防災計画において、「緊急輸送道路」に位置付けられている宮古盛岡横断道路及び国道340号の全線にわたる携帯電話のエリア整備をすること。</p> <p>2 特に、「立丸峠」「押角峠」について長距離区間が不感エリアであることから、早急にエリア化を図ること。</p> <p>3 ③通信事業者への働きかけや早期事業化に向けて引き続き支援すること。</p>	<p>携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、整備及び維持管理の支援制度の拡充等について繰り返し要望しているほか、携帯電話事業者に対して、不感地域の解消を要請してきました。</p> <p>宮古盛岡横断道路については大半のトンネルにおいて携帯電話事業者による電波遮へい対策が予定されているほか、国道340号については一部の携帯電話事業者により令和5年度末までに居住地域の不感地域を解消する計画が公表されており、早急なエリア化に向けて携帯電話事業者へ働きかけていきます。</p> <p>また、令和2年度から、国庫補助事業の対象が道路等の非居住地域のエリア化とされたことから、こうした状況を踏まえ、引き続き県から携帯電話事業者等へ携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>7 観光の振興について</p> <p>(1) 三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイル普及推進に係る体制強化について</p> <p>みちのく潮風トレイルの全線開通、日本ジオパーク再認定により、観光客の注目が高まりましたが、コロナ禍により観光需要は低迷しております。</p> <p>つきましては、アフターコロナを見据え、観光需要再興を期し、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイル普及推進に係る体制強化について</p> <p>三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの普及推進のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 三陸ジオガイドについて、ブロックごとの新たなガイド認定制度を創設すること。</p> <p>2 みちのく潮風トレイルを観光資源として活用するため、周知宣伝等、情報発信の強化を図ること。</p>	<p>三陸ジオガイドについては、三陸ジオパークの訪問者の受入態勢の整備を図るため、平成28年度から毎年度ガイド養成講座を開催しており、現在の登録者数は47人となっております。</p> <p>一方、現行の制度上では、ガイド資格取得のためには、筆記試験と実技試験に合格する必要がありますが、特に広域なエリア内のサイトに関する知識を問う筆記試験は難しいとの声をいただいております。</p> <p>また、ガイドとしての活動範囲も同一市町村や同一ブロック内に留まるケースも多い現状にありますことから、構成市町村やガイド登録者等の意見も踏まえ、現行制度を改正し、ブロックや市町村等のエリア限定で活動する「三陸ジオパークエリアガイド」を創設しました。(A)</p> <p>県では、これまでもみちのく潮風トレイルをはじめ、三陸復興国立公園や三陸ジオパークなど多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を生かした観光ルートの情報発信や三陸の地域資源のブラッシュアップ等に取り組んできたところです。</p> <p>また、市町村、観光・商工団体、報道機関などで構成する官民一体の組織である「いわて観光キャンペーン推進協議会」を通じ、観光地域づくり法人(DMO)や観光協会、その他観光地域づくりに携わる団体を中心とした地域主体で取り組む旅行商品の造成や磨き上げ、新しい旅のスタイルに対応した取組への助成などを実施しています。</p> <p>今後も、三陸DMOセンターや地元関係者と連携して情報発信の強化に取り組み、三陸の地域資源を生かした誘客の促進に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A:1 B:1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>7 観光の振興について</p> <p>(2) 観光関連施設の修繕について</p> <p>みちのく潮風トレイルの全線開通、日本ジオパーク再認定により、観光客の注目が高まりましたが、コロナ禍により観光需要は低迷しております。</p> <p>つきましては、アフターコロナを見据え、観光需要再興を期し、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 観光関連施設の修繕について</p> <p>度重なる災害や大雨により破損した箇所及び老朽化した施設について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 東日本台風以降、鮎ヶ崎灯台トイレの使用休止状態が続いていることから、早急に取水施設を復旧すること。</p> <p>2 東日本大震災により流出した三王岩休憩場所の東屋を復旧すること。</p> <p>3 老朽化した浄土ヶ浜第一駐車場トイレの建て替えを行うこと。</p> <p>4 臼木山トイレについてバリアフリー化への改修を行うこと。</p>	<p>自然公園施設の整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>1 鮎ヶ崎灯台トイレについては、令和2年度に自然環境整備計画(R2～R6年度)に位置付けており、令和4年度の改修に向けて取り組んでいます。(B)</p> <p>2 山王岩休憩場所の東屋については、令和3年度工事において復旧します。(B)</p> <p>3 浄土ヶ浜第一駐車場トイレについては、令和3年度に浄化槽の修繕を予定しています。建て替えについては、耐用年数等を考慮しながら今後検討していきます。(B)</p> <p>4 臼木山トイレについては、令和2年度に自然環境整備計画(R2～R6年度)に位置付けており、計画に基づき整備を進めていきます。(B)</p> <p>これらの再整備に要する費用に対して十分な予算の確保について、国に要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：4

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>8 医療・福祉の充実について</p> <p>(1) 県立宮古病院の医師の確保等について</p> <p>本市では保健・医療サービスの充実を図り、すべての市民が生涯にわたって健康でふれあいのある生活を送ることができる地域づくりに取り組んでいます。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 県立宮古病院の医師の確保等について</p> <p>宮古医療圏の中核病院として、圏域住民の命を支える重要な役割を担う県立宮古病院について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 県立宮古病院の医師及び看護師の不足の解消を図ること。</p> <p>2 救命率の向上及び後遺症の軽減のため、ドクターヘリを増機するなど搬送体制の強化を図ること。</p> <p>3 県立宮古病院に救命救急センターを設置すること。</p>	<p>1 県立宮古病院の常勤医師については、令和4年1月1日現在36名となっており、前年同期比1名の増となっておりますが、非常勤対応となっている診療科の解消には至っていない状況です。</p> <p>県では、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への奨学金養成医師の優先配置に取り組んでおり、令和3年度に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化したところ。この取組等により、令和3年度は県内病院に配置となった104名の養成医師のうち、宮古保健医療圏に前年比6名増の13名が配置となったところ。</p> <p>引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>また、看護師については、昨年度、夜勤体制の強化や育休代替措置のため増員を図り、今年度もその体制を維持しています。</p> <p>沿岸地域の病院は欠員が生じた場合、看護師免許取得者を確保することが難しい状況となっていることから、看護師の募集において、受験資格を緩和した沿岸枠（久慈・宮古・山田・大槌・釜石・大船渡・高田）を設定し、受験しやすい環境整備に努めており、引き続き必要な看護師数の確保に取り組んでいきます。（B）</p> <p>2 本県ドクターヘリについては、平成24年度の導入後これまで円滑に運航されており、平成25年度からは北東北三県の広域連携による運航を開始し、県北沿岸地域における救急医療体制の強化を図っているところです。</p> <p>ドクターヘリの増機は、必要な医師、看護師のスタッフ確保などの課題があり困難ではありますが、今後とも、広</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、保健福祉環境部	B：2 D：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>域連携による運航を継続しながら、必要な救急医療体制の確保に努めていきます。(B)</p> <p>3 重篤救急患者の医療を確保する救命救急センターについては、当初、全国的に人口100万人に1か所を目途に整備が進められてきたものであり、本来は本県では2か所となるものですが、面積が広大で山間部が多い本県の地理的状況を考慮し、現在、矢巾町・久慈市・大船渡市の3か所に整備しているものです。救命救急センターの整備に当たっては、全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるという原則の下、専用病床の確保や医師・看護師など必要なスタッフの配置、施設・設備の整備など多くの基準が設けられています。医療従事者の不足が大きな課題となっている本県の現状に鑑みると、現時点で、県立宮古病院への救命救急センターの設置は難しい状況です。(D)</p>			

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>8 医療・福祉の充実について</p> <p>(2) 地域医療情報連携ネットワークの広域化の取り組みについて</p> <p>本市では保健・医療サービスの充実を図り、すべての市民が生涯にわたって健康でふれあいのある生活を送ることができる地域づくりに取り組んでいます。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 地域医療情報連携ネットワークの広域化の取り組みについて</p> <p>地域医療情報連携ネットワークの活用促進や効果的、効率的な運用のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 県内各地で構築された地域医療情報連携ネットワークを統合し、県全体で情報連携できる仕組みとなるよう県が主体的に取り組むこと。</p>	<p>全県的なシステムの構築については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。県としては、国が検討を進めている全国的な保健医療情報ネットワークの動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
令和3年8月26日	<p>8 医療・福祉の充実について</p> <p>(3) 中学生までの医療費助成制度の拡大について</p> <p>本市では保健・医療サービスの充実を図り、すべての市民が生涯にわたって健康でふれあいのある生活を送ることができる地域づくりに取り組んでいます。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(3) 中学生までの医療費助成制度の拡大について</p> <p>子育て世帯にとって大きな負担となっている子どもの医療費を、国、県、及び市町村で支援していくため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 県事業として実施する医療費助成について、全県的に実施している現物給付との統一を図り、中学生(入院・外来)まで対象を拡大すること。</p> <p>2 全国一律のこども医療費助成の制度創設を、引き続き国に強く働きかけること。</p>	<p>1 県が助成対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要がありますが、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p> <p>2 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、これまで、国に対し、県の政府予算提言・要望などにおいて、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 C : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>9 教育環境の整備について</p> <p>(1) 教育環境の整備について</p> <p>本市では、「教育立市」を施策の柱として、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいます。</p> <p>児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 教育環境の整備について</p> <p>度重なる災害による家庭環境の変化や、複雑化、多様化する教育課程や学習指導要領の改訂に対応するため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員すること。</p> <p>2 指導主事の配置数について、引き続き定数維持すること。</p> <p>3 全小学校へ英語教育専科教員を配置すること。</p>	<p>1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査や生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態など様々なデータを踏まえ、適切な配置に努めているところです。</p> <p>今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による特別措置の継続を要望していくとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した各学校の教育相談体制の充実を目指し、適正な配置に努めていきます。(B)</p> <p>2 指導主事の配置については、全県的に市町村間の配置の均衡を図る観点から、平成25年度において、全市町村に各1人配置し、学校数・学級数等が大きい市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところであり、宮古市については、令和3年度、引き続き2人の配置としているところです。</p> <p>令和4年度以降の配置については、各市町村の状況、国庫負担定数の措置状況を踏まえつつ、検討していきます。(B)</p> <p>3 平成30年度から、学校の指導体制の充実を目指し、小学校英語専科教員を配置しています。</p> <p>宮古市については、加配定数を活用して、昨年度と同様の専科教員4名を、14校中13校に配置しているところです。</p> <p>専科教員の国の配置基準は、「英語の普通免許状を有する者」等で「週24時間以上の指導を担当すること」と定められており、令和4年度以降についても、引き続き、この基準に従ってを検討していきます。</p> <p>なお、1つの学校において上記基準を満たさない場合でも、複数の学校を兼務することで基準を満たす場合には、英語専科教員を配置することが可能であるため、今後も、児童の英語教育の充実と担任の負担軽減のために、市町村の要望を踏まえながら英語専科教員の配置に努めるとともに、国に対し、「新たな定数改善計画の策定」の早期実施と併せて、加配定数の拡充についても、引き続き要望していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：3

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>9 教育環境の整備について</p> <p>(2) 岩手県立宮古水産高等学校の機能強化について 本市では、「教育立市」を施策の柱として、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいます。 児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 岩手県立宮古水産高等学校の機能強化について 豊かな海とともに暮らすことを望む児童生徒に、養殖漁業を通じた海洋教育により、キャリア教育や生きる力を育む環境を整える必要があります。 そのためには、専門的な知識及び技術が習得できる高等教育の更なる充実が必要であることから、以下について要望します。</p> <p>1 岩手県立宮古水産高等学校に養殖科を新設すること。 2 校舎の老朽化に対応するため、新校舎や施設設備等の一体的な整備を早急に行うこと。</p>	<p>1 宮古水産高校海洋生産科では、生徒の希望に応じて2年生から船舶運航コース及び食品資源コースに分かれて、より専門的な学びを行う教育課程としており、食品資源コースでは水産業の6次産業化に対応するため、水産物の生産から加工、流通、販売に関する科目を幅広く学習する中で、栽培漁業（増殖・養殖）等に関する専門分野の基礎的な知識と技術についても教育を行うこととしています。 本県の沿岸漁業を支える人材育成は重要な課題と認識しており、令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」においても、「地域や地域産業を担う人づくり」等を基本的な考え方とし、産業人材としての確かな基盤を育成できる教育環境を整備することとしています。</p> <p>この考え方に基づき、宮古地域においては、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業等に関する専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う学校の整備に向け、宮古水産高校と宮古商工高校をそれぞれ単独で維持しつつ、老朽化が進む両校の校舎及び施設等を同一校地内に集約して、両校の施設の共有化を図る等、一体的な整備を行うこととしました。これにより、水産、家庭、商業、工業の各専門分野が連携して学びの充実等を図り、新たな時代をリードする産業人材の育成等を目指すものです。</p> <p>新しい学科の設置については、中学生の進路希望状況、卒業後の進路、地域の産業構造や人材のニーズ及び産業施策の方向性等、様々な観点からの検討が必要であり、多くの課題があるものと認識していますが、栽培漁業を担う人材の育成に向けて、引き続き、現在行われている教育課程の充実に取り組んでいきたいと考えています。（B）</p> <p>2 老朽化が進む宮古水産高校と宮古商工高校の校舎及び施設等を同一校地内に集約し、両校の施設の共有化を図るなど、一体的に整備することを計画しています。 これにより、両校の各専門分野に関する特色ある学科の機能を連携させて幅広く学びつつ、地域産業との連携も通じた専門教育の充実や学校活動の活性化が図られるよう、教育環境を整えていきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>10 国に対する要望の強化について</p> <p>(1) 鳥獣被害防止対策の推進について</p> <p>度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(1) 鳥獣被害防止対策の推進について</p> <p>鳥獣による農作物被害拡大防止については、これまで財源を確保いただき、感謝申し上げます。引き続き、以下のとおり国に働きかけるよう要望します。</p> <p>1 ニホンジカ及びツキノワグマの個体数の適正な管理が行える施策を講じること。</p> <p>2 狩猟従事者の育成と確保、農作物被害拡大防止対策の財源を確保すること。</p>	<p>1 ニホンジカについて、県では、個体数の管理のため個体数推定を実施し、先般開催した管理検討委員会にて推定値を公表しました。推定値を踏まえた捕獲目標値に基づき、狩猟期間の延長、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、全県一斉での捕獲強化期間の設定など様々な取組により、全県における捕獲の強化に努めるとともに、必要な財政措置の確保について国に要望しています。</p> <p>ツキノワグマについても、ヘアトラップ法による解析調査を実施し、管理検討委員会にて推定値を公表しました。今後、この推定値を踏まえ、捕獲上限数や特例捕獲許可頭数の設定など、適正な管理に努めます。また、国に対して、クマによる被害防止対策のための財政的支援等について要望しています。</p> <p>(A)</p> <p>2 狩猟従事者の育成と確保については、狩猟に興味のある県民を対象とした研修会の開催や、狩猟免許試験予備講習の無料実施、狩猟免許試験の県内各地での開催、経験の少ない狩猟者を対象とした研修会の開催などに取り組んでおり、国に対しても、捕獲の担い手の確保に資する施策の充実について要望しています。(A)</p> <p>野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、有害鳥獣の捕獲とともに、食害等から農作物を守り、更に集落に寄せ付けない対策(地域ぐるみ活動)を実施していくことが重要です。このため、県では、「鳥獣被害防止総合対策交付金」(国庫)を活用し、有害捕獲、電気さくを設置や地域ぐるみの被害防止活動等の取組を支援しています。本年6月には、国に対する「提言・要望」において、有害捕獲活動の上限単価の引き上げや、地域からの要望に答え得る十分な予算の確保を要望したところであり、今後とも、市町村や関係団体等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の強化に取り組んでいきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、農林部	A:3

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>10 国に対する要望の強化について</p> <p>(2) 国民健康保険に対する国の財政支援の拡充・強化について</p> <p>度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(2) 国民健康保険に対する国の財政支援の拡充・強化について</p> <p>国民健康保険制度における諸課題に対応し、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 国民健康保険の構造的な課題に対応するため、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。</p> <p>2 保険料負担増の一因となっている医療費助成の現物給付に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を全面的に廃止すること。</p> <p>3 令和4年度から実施される未就学児に係る均等割保険料の軽減について、対象を18歳以下の全ての子どもに拡充するとともに、国の責任において必要な財源を確保すること。</p>	<p>1 県では、国保制度改革に伴い、平成30年度以降、財政基盤の強化のために国において毎年実施することとされた約1,700億円の財政措置の拡充を、今後においても確実に実施するとともに、制度の構造的な課題を踏まえた将来にわたる持続可能な制度の確立や国民の保険料負担の平準化等に向けて、国庫負担率の引上げなど、様々な財政措置を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、政府予算提言・要望において国に要望しています。</p> <p>また、東日本大震災津波により被災した市町村の国保財政は、医療費の増加等により依然として厳しい状況にあることから、安定的な運営が図られるよう、調整交付金の増額や、国費による補填など、十分な財政措置を講じるよう、併せて、国に要望しています。(A)</p> <p>2 県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にありますが、市町村等と協議のうえ、現物給付の対象を中学生まで順次拡大してきたところです。</p> <p>現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の撤廃については、これまでも継続して国に要望してきたところであり、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付については、減額調整措置を行わないこととされました。</p> <p>今後とも、様々な機会を通じて、国に対する働きかけを行っていきます。(A)</p> <p>3 県としても、国民健康保険における「均等割」の課税が、子育て世代の保険料負担を重くしている実態があると認識しており、子育て支援や医療保険制度間の公平性の確保の観点から、令和4年度から施行予定とされている未就学児に係る均等割保険料の軽減対象年齢及び軽減額を拡充するよう、政府予算提言・要望において国に要望しています。(A)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A:3

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>10 国に対する要望の強化について</p> <p>(3) 廃校施設解体経費の財政支援について 度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(3) 廃校施設解体経費の財政支援について 統合による新築を伴わない廃校舎及び遊休施設となっている廃校舎の解体について国庫補助事業の対象外となっており、多額の経費の財源確保が課題となっていることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 廃校舎の解体経費にかかる財政支援について、国に働きかけること。</p>	<p>廃校舎の解体に要する経費については、統合により新築する場合又は改築及び長寿命化改良工事に併せて実施する場合にあつては、事業の実施年度に行われる既存校舎棟の解体経費が国庫補助事業の対象とされています。</p> <p>一方、廃校後活用が図られず遊休施設となっている施設の除去(解体)事業に対する補助制度はありませんが、平成26年度から地方債の特例措置(資金手当)が講じられており、平成29年度からその充当率が90パーセントに引き上げられております。</p> <p>しかしながら、廃校施設の解体には、多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、遊休化している施設を含めた廃校施設の解体に係る財政支援制度の新設について、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行ってまいります。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B:1
令和3年8月26日	<p>10 国に対する要望の強化について</p> <p>(4) 学校施設環境改善交付金に係る補助率・配分基礎額の引き上げについて 度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(4) 学校施設環境改善交付金に係る補助率・配分基礎額の引き上げについて 学校施設環境改善交付金の配分基礎額が必要経費の全てを対象としていません。また、配分基礎額における建築単価が実勢価格と乖離しています。これらにより自治体の負担が大きくなっていることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 補助率の引き上げについて、国に働きかけること。 2 配分基礎額に必要な経費の全てを含むよう、国に働きかけること。 3 建築単価の引き上げについて、国に働きかけること。</p>	<p>国は、令和3年度予算において、一部補助単価を引き上げるとともに、学校施設環境改善交付金について、大規模改造(質的整備)のうち、障害児等対策施設整備工事(バリアフリー化工事)の算定割合を1/3から1/2に引き上げるなどの改正を行いました。</p> <p>しかしながら、学校施設の改築や改修には多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、実状にあった補助単価の引き上げ等について、国に対し要望しているところです。</p> <p>今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行ってまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B:1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>10 国に対する要望の強化について</p> <p>(5) 被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続について 度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(5) 被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続について 度重なる災害により、児童生徒の就学が困難な家庭があることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 台風第10号及び東日本台風で被災した児童生徒についても、国において東日本大震災と同様の就学援助を実施すること。</p>	<p>台風10号及び東日本台風により被災した世帯への就学援助については、これまでも国に対し、東日本大震災津波に伴う就学援助と同様の財政措置を行うよう要望してきたところであり、今後とも様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	C : 1
令和3年8月26日	<p>10 国に対する要望の強化について</p> <p>(6) 宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入について 度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(6) 宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入について 災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるために、国道13号、国道46号と併せて、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理すべく、以下のとおり要望します。</p> <p>1 宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入について国に強く働きかけること。</p>	<p>県では、令和3年6月17日に行った令和4年度政府予算提言・要望において、復興支援道路として整備された宮古盛岡横断道路の指定区間編入について国に要望したところであり、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理することについて、引き続き様々な機会を捉えて国へ働きかけていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月26日	<p>10 国に対する要望の強化について</p> <p>(7) 通学路の安全確保について</p> <p>度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(7) 通学路の安全確保について</p> <p>全国で発生している通学路における死傷事故を踏まえ、通学路の安全を確保するため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 通学路における歩道の新設や、ガードレールの設置等の交通安全対策事業に必要な財政支援について拡充、強化するよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、令和4年度政府予算提言・要望において、市町村を含めた通学路等の交通安全対策に必要な予算の確保等を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に強く働きかけていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1
令和3年8月26日	<p>10 国に対する要望の強化について</p> <p>(8) 河川の適切な維持管理のための財源措置について</p> <p>度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(8) 河川の適切な維持管理のための財源措置について</p> <p>市が管理する河川の適切な維持管理や、近年多発する豪雨等災害に備えた防災減災事業を確実に実施するため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 防災・安全交付金等による財政措置の拡充について引き続き国に働きかけること。</p>	<p>県では、河川内の堆積土砂や立ち木の除去について、年次計画等に基づき計画的に実施しているところですが、平成28年8月の台風第10号災害や令和元年10月の台風第19号災害など、近年全国各地で豪雨災害が発生しており、災害の予防的措置として、その重要性は増しているものと認識しています。</p> <p>このため、県では、大規模な洪水発生時に大量に堆積した河道の土砂撤去など、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置の継続を国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて働きかけていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1